

使用細則

この細則により、当物件の入居者が遵守しなければならない生活上の基本的なルールを定めます。

第1条（一般的注意事項）

- ① 大音量でテレビ・ステレオ等を使用し、周囲に迷惑をかけること
- ② 大人数で騒ぐなどし、周囲に迷惑をかけること
- ③ 子供の遊戯、深夜の掃除機や洗濯機の使用等により、階下に迷惑をかけること
- ④ 悪臭を放つようなものを存置して、周囲に迷惑をかけること
- ⑤ 石油ストーブ・石油ファンヒーター・ガスストーブを使用しないこと
- ⑥ バルコニーで水を使用するに際しては、階下への水漏れに十分注意すること
- ⑦ バルコニーの隣室との仕切り付近に物を放置しないこと

第2条（賃借部分の設備に関する注意事項）

- ① できるだけ通風等に配慮し、結露やカビが発生しないよう注意すること（特に、浴室、洗面、トイレについて）
- ② 消耗品（蛍光灯・換気扇フィルター等）は賃借人の負担で交換すること
- ③ 喫煙により、壁・クロス等にヤニが付着することを防止すること
- ④ 排水設備に物を詰まらせないように注意し、定期的に清掃を行うこと。なお、排水が詰まった場合は、賃借人の負担で補修すること

第3条（共用部分に関する注意事項）※共用部がある場合

- ① エレベーターなどの共用部分の設備を破損等したときは、賃借人の負担で補修すること
- ② 廊下・階段等に物を放置しないこと

第4条（ゴミ処理、清掃に関する注意事項）

- ① ゴミを捨てる際は、決められた日の当日の朝に決められた場所に出し、分別（不燃、可燃、瓶、缶、ペットボトル等）をすること
- ② 転入、転出の際に多量のゴミあるいは粗大ゴミがある場合は、賃借人の責任と負担で速やかに処理すること

第5条（駐車場・駐輪場に関する注意事項）※駐輪場等がある場合

- ① 自動車・オートバイのアイドリングの音には十分に注意し、エンジンの空ぶかしなどをしないこと
- ② エンジンをかける際は前面道路に車両を出してから行い、入庫する際も前面道路

にてエンジンを切ってから所定の位置に入庫すること。

- ③ 駐車場・駐輪場にあらかじめ届けた以外の車両をおかないこと。変更になる場合は事前に連絡をすること
- ④ 自転車・オートバイについては、アンフルール所定の標識を貼ること
- ⑤ 駐車場・駐輪場に車両以外の物品を置かないこと
- ⑥ 駐輪場・駐車場については自転車・オートバイ兼用となっています。天候その他不可抗力により傷、汚れ・車両の転倒（他車両の転倒による衝突も含む）による破損等があった場合、管理会社及びオーナーは一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

第6条（その他の禁止事項）

- ① あらかじめ許可を得た場合を除き、建物や敷地内にチラシなどを掲示・配布すること
- ② 電気等の設備の許容量に影響を及ぼす機器等を設置すること
- ⑦ 他の賃借人や近隣の住民に迷惑をかけたり、不快の念を抱かせる行為をすること
- ④ 当物件内において、冠婚葬祭を執り行うこと

第7条（細則違反の行為に関する注意事項）

以上の各条項に違反した場合には、賃貸借契約を解除することがあること

本細則について説明を受けて理解した上で、遵守することを約します。

令和 年 月 日

賃借人 住所

氏名

印